



宮 崎 県 公 報

令和3年8月12日(木曜日) 第 229 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 道路の区域の変更(2件)…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始…………… (“) 1
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 2

公 告

- 肥料の登録の有効期間の更新(11件)…………… (農業普及技術課) 2
- 肥料の登録の失効(2件)…………… (“) 5
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 6
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 6
- 落札者等の公告…………… 6
- 病院局公告**
- 入札公告…………… 6
- 教育委員会公告**
- 令和3年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務に係る企画提案競技…………… 7

告 示

宮崎県告示第 593号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字宮村字松ヶ尾 956-276、956-278、956-280、956-287、956-289、956-290、956-292から956-301まで、956-304から956-312まで、956-315、956-316、956-321、956-323、956-403
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 594号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年8月12日から同年同月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	388号	東白杵郡門川町大字川内字前平3822番14地先から同郡同町同大字字栗原3530番30まで	旧	4.3~46.1	2,479.7
				新	4.3~46.1	2,479.7
					7.0~41.3	1,936.1

宮崎県告示第 595号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年8月12日から同年同月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
28	県道	日南高岡線	宮崎市田野町南原1丁目10番1地先から同市同町南原1丁目9番5地先まで	旧	19.0~29.2	35.2
				新	19.0~39.7	35.2

宮崎県告示第 596号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 8 月 12 日から同年同月 26 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高岡線	宮崎市田野町南原 1 丁目 10 番 1 地先から同市同町南原 1 丁目 9 番 5 地先まで	令和 3 年 8 月 12 日

宮崎県告示第 597号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 3 年 8 月 12 日から同年同月 26 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字前平3822番14地先から同郡同町同大字字栗原3530

		番30まで
--	--	-------

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 3 年 8 月 27 日

宮崎県告示第 598号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 3 年 8 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 2021-1	窪田英二	えびの市大字原田字三反田 124番 7	6.13	56.74	令和 3 年 7 月 29 日

公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 3 年 8 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 業 者		登 録 の 有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 860号	蒸製毛粉	蒸製毛粉	T N 11.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	日本ホワイトファーム株式会社	青森県上北郡横浜町字林尻 1 02番地 100	自 昭和51年 4月13日 至 令和9年 4月12日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 3 年 8 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 業 者		登 録 の 有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 921号	肉骨粉	肉骨粉	T N 8.0 T P 9.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社都城化製	宮崎県都城市高野町1237番地 89	自 平成 3 年 1月10日 至 令和 9 年 1月 9 日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量

肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第 127号) 第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第923号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 331	T N 3.0 T P 3.0 T K 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成3年1月14日 至 令和6年1月13日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量、T K : 加里全量

肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第 127号) 第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第960号	肉骨粉	豚肉骨粉	T N 9.0 T P 5.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成15年4月18日 至 令和9年4月17日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量

肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第 127号) 第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第998号	加工家きんふん肥料	2.5加工家きんふん肥料	T N 2.5 T P 3.0 T K 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成21年7月30日 至 令和9年7月29日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量、T K : 加里全量

肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第 127号) 第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第1017号	肉骨粉	肉骨粉 515	T N 5.0 T P 15.0		南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成26年10月31日 至 令和8年10月30日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量

肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第 127号) 第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第1018号	肉骨粉	肉骨粉 5.7-16	T N 5.7 T P 16.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成27年1月6日 至 令和9年1月5日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量

肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第 127号) 第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第1019号	肉骨粉	肉骨粉 6.9-14	T N 6.9 T P 14.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成27年1月6日 至 令和9年1月5日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量

肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第 127号) 第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第1024号	肉骨粉	肉骨粉 5.7-17	T N 5.7 T P 17.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成27年5月28日 至 令和9年5月27日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第 127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第1025号	肉骨粉	肉骨粉 6.5-12	T N 6.5 T P 12.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成27年 5月28日 至 令和9年 5月27日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第 127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第1027号	乾血及びその粉末	乾血粉末13	T N 13.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成27年 7月31日 至 令和9年 7月30日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第 127号）第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	所在地	
宮崎県第958号	消石灰	65.0消石灰01号	A L 65.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社ラテック	宮崎県都城市山田町山田9380番地	令和3年4月17日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

A L : アルカリ分

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第 127号）第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

令和3年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	所在地	
宮崎県第959号	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰01号	A L 53.0 S M g 10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社ラテック	宮崎県都城市山田町山田9380番地	令和3年4月17日

(注) 「保証成分量 (%)」の欄の略号は、次のとおりである。

AL : アルカリ分、SMg : 可溶性苦土

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、
 巣ノ浦土地改良区（小林市）から令和 3 年 4 月 20 日付けで申請の
 あった定款の変更を認可した。

令和 3 年 8 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用
 する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を
 受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項
 の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
 串間市
- 2 都市計画の種類及びその名称
 串間都市計画道路
 3・4・9号 寺里銭亀線
 3・4・10号 今町七ッ橋線
 3・4・12号 松清銭亀線
- 3 縦覧場所
 宮崎県国土整備部都市計画課及び宮崎県串間土木事務所

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 3 年 8 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 小型実習艇 1 隻
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東
 2丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
 令和 3 年 7 月 12 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 ヤンマー船用システム株式会社 宮崎営業所 宮崎市田代町 1
 70番 1
- 5 落札金額
 51,150,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
 令和 3 年 5 月 31 日

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 3 年 8 月 12 日

県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託件名 県立宮崎病院本館等清掃業務
 - (2) 委託内容 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 履行期間 令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
- (4) 履行場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町 5 番 30 号
- (5) 入札方法 (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定
 に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10
 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは
 、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、
 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免
 税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分
 の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による
 契約であり、県は、上記 1 の(3)の履行期間において次に掲げる
 場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものと
 する。
 ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件
 契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
 ウ 検査の結果、契約内容を満たさない清掃状態であり、県か
 ら本件契約の相手方へ書面による改善要求が 3 回を超えた場
 合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損
 害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件
 を全て満たす者とする。
 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の
 規定に該当しない者であること。
 イ 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託
 契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成28年宮
 崎県病院局公営企業告示第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する清
 掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録された者であり、か
 つ、同要綱第 8 条の規定による指名停止を受けていない者で
 あること。
 ウ 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係
 る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
 エ 平成31年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間に一契約
 の一年間当たりの契約金額が 2,000万円以上の建物清掃業務
 及び一般病床の許可病床数が 100床以上の病院清掃業務のい
 ずれも履行した実績を有する又は履行する見込みである者で
 あること。
 オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年
 法律第20号）第12条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業につ
 いて、同項の都道府県知事の登録を受けている者（建築物に
 おける衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律
 （平成13年法律第 156号）附則第 3 条の規定の適用を受ける
 者を含む。）であること。
 カ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の 15 に
 規定する基準を満たし、かつ、同条第 1 号に規定する受託業
 務の責任者を専任で配置できる者であること。
 キ 受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからキまでの資格要件を

満たすことを証明する書類を令和3年8月23日までに提出しなければならない。

なお、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記3の(1)イに掲げる資格を有していない者で参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

(1) 申請書類の入手・提出及び問い合わせ先

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181

(2) 申請の時期

令和3年8月12日から令和3年8月23日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期間までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当

(2) 期間 令和3年8月12日から令和3年8月27日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当

(2) 期間 令和3年8月12日から令和3年8月27日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立宮崎病院総務課管理担当

(2) 提出期限 令和3年8月27日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 県立宮崎病院管理棟2階会議室

宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181

(2) 日時 令和3年8月30日午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者(調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。)を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情

検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital Cleaning Consignment

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 27 August, 2021

(3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho, Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

教育委員会公告

令和3年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和3年8月12日

宮崎県教育研修センター所長 黒木 健一

1 企画提案競技に付する事項

(1) 業務件名 令和3年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務

(2) 業務の特質等 令和3年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務仕様書による。

(3) 納入期限及び委託期間

ア 納入期限 令和3年12月27日

イ 委託期間 令和4年1月1日から令和8年12月31日まで

2 契約に係る特約事項

(1) この企画提案競技に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号、第4号、第5号及び第6号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)と密接な関係を有するものであると認められる場合

ウ 本件契約の相手方の役員等(役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合

エ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

本企画提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

(1) 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が電算業務であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更

生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けていること。

- (3) 令和3年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務に係る企画提案競技参加申込書を提出した日から契約締結候補者を選定するまでの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育研修センター総務課教育情報担当
 (2) 期間 令和3年8月12日（木）から令和3年9月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 令和3年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）等の配布場所及び配布機関

- (1) 配布場所 宮崎県教育研修センター総務課教育情報担当
 (2) 配布期間 令和3年8月12日（木）から令和3年9月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 企画提案競技事前説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県教育研修センター ICT1 研修室
 (2) 日時 令和3年8月18日（水）午後1時

7 企画提案競技参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育研修センター総務課教育情報担当
 (2) 提出期限 令和3年9月6日（月）午後5時必着
 (3) 提出方法 持参又は郵送、ファクシミリ又は電子メール

8 企画提案競技参加資格の喪失

最優秀提案者の選定までに3の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。

9 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育研修センター総務課教育情報担当
 (2) 提出期限 令和3年9月21日（火）午後5時必着
 (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であつても令和3年9月21日（火）午後5時必着とする。）

10 業務委託候補者の選定方法

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会を経て業務委託候補者を選定するものとする。

11 企画提案競技に関する事務を担当する部局

宮崎県教育研修センター総務課教育情報担当
 〒 880-0835
 宮崎市阿波岐原町前浜4276番 729
 電話番号0985（24）3122
 E-mail himukainfo@miyazaki-c.ed.jp

12 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この企画提案競技による調達、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。

- (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Establishment and operation management of the Miyazaki Education Information service network system
 (2) Deadline for the submission of proposals: 5:00 PM, Tuesday, September 21st 2021
 (3) Contact point for the notice: Miyazaki Prefectural Education Center 4276-729 Maehama Awakigahara Miyazaki City, 880-0835 Japan. TEL: 0985-24-3122